

23561

愛知県

設楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設、拡張 500	20	課税減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
設楽町企業再投資促進補助金交付要綱	H25.4.1	次のいずれにも該当する、工場等の新增設を行う中小企業等 (1) 中小企業 ア 20 年以上町内に立地し所定の常用 25 人以上の雇用者数を有し交付期間中、常用雇用者数を 25 人以上維持できるもの イ 新增設に係る固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること ウ 愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること。 エ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと オ 設楽町暴力団排除条例(平成 24 年設楽町条例第2号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しないものであること (2) その他の企業(既設建物内に係る行為を除く) ア 20 年以上町内に立地し所定の常用 100 人以上の雇用者数を有し交付期間中、常用雇用者数を 100 人以上維持できるもの イ 新增設に係る固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であること ウ 愛知県新あいち創造産業立地補助金の	工場等の新增設に伴う固定資産取得費用の一部を補助 ・中小企業 補助率 10%以内 補助限度額 3億円 ・その他の企業 補助率 5%以内 補助限度額 1億5千万円

		認定を受けていること エ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと オ 設楽町暴力団排除条例(平成 24 年設楽町条例第2号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しないものであること	
--	--	--	--